

宮崎県中小企業融資制度 「事業承継貸付」のご案内

令和7年4月1日改正

宮崎県では、「事業承継貸付」に3つの資金メニューを設けて、事業承継に取り組む中小企業者の資金繰りを支援しています。

※「事業承継特別対策」「事業承継特別対策（連携）」は、令和2年4月からスタートした経営者保証を不要とする新たな信用保証制度に対応した資金で、県の融資を利用すると信用保証料の負担がさらに軽減されます。

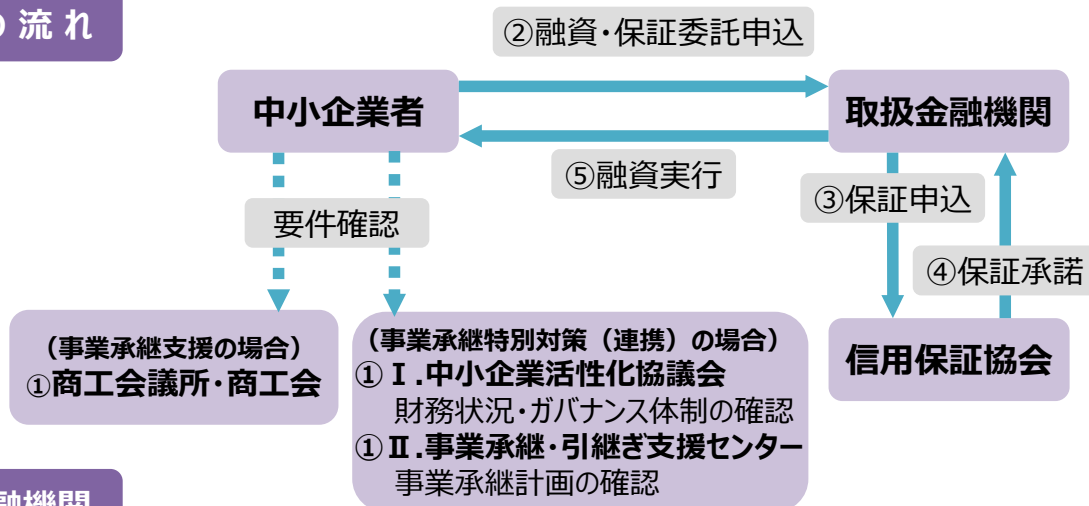
事業承継貸付					
資 金 名		事業承継支援		事業承継特別対策	事業承継特別対策 (連携)
融 資 対 象 者	業 態 要 件	法人・個人		法人のみ	
	資 格 要 件	①事業承継計画に基づき、おおむね5年以内に事業承継を予定する中小企業者 ②事業承継計画に基づき、おおむね5年以内に県内における同一事業歴が6か月以上ある中小企業者から事業引受を予定する個人又は中小企業者 ※②は、事業を営んでいない個人(注1)が法人(株式取得等)を承継する場合は、経営承継円滑化法の認定を受ける必要があります。		次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者 ①3年以内に事業承継を予定し、事業承継計画を有する法人 ②令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの	
	財 務 要 件	なし		次のすべての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(注2)が10倍以内であること ③法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	
	そ の 他 要 件	事業承継計画について、商工会議所又は商工会の確認を受けていること		なし	中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる支援・確認を受けていること
資 金 使 途		事業承継のために必要な事業資金(設備・運転)			
	借 換 適 用	なし	既存の借入金(個人保証あり)の借換え可 (資格要件②の法人にあっては、事業承継前の借入金に係る借換えに限る)		
融 資 限 度 額		1億円			
融 資 期 間		15年以内 (うち据置24月以内)	10年以内 (うち据置12月以内)		
融 資 利 率		年1.20～1.50%(事業承継支援の10年超は金融機関所定(融資期間に応じて設定))			
保 証 料 率 (注 3)		年0.40～1.05%			年0.10～0.95%
担 保		必要に応じて徴求			
保 証 人		法人:必要に応じて要 個人:原則不要	不要		

(注1) 事業を営んでいない個人とは、役員、従業員、親族、第三者などが該当し、**事業譲渡契約等の事業に着手していることが必須となります。**

(注2) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

(注3) 保証料率は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により、決算内容を評価して設定されます。

手続の流れ



取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、延岡信用金庫、高鍋信用金庫、宮崎県南部信用組合、熊本県信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

事業承継にあたって、「経営者保証なしで融資を受けられないか」、「既存の経営者保証を解除できないか」とお悩みの中小企業者の皆様、宮崎県中小企業活性化協議会にご相談ください。相談は無料です。まずは、お気軽にお電話ください。

